

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.85

【共通】問1 防火対象物の避難上必要な施設等の管理に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 防火管理者の選任義務のない防火対象物にあっては、当該防火対象物の避難上必要な施設等の管理義務もない。
- (2) 避難上必要な施設等の管理義務を負っているのは、当該防火対象物の管理について権原を有する者ではなく防火管理者である。
- (3) 避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない避難上必要な施設等とは、当該防火対象物の階段以外に廊下、避難口等が該当する。
- (4) その閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない防火戸とは、建築基準法令に基づき設置された防火戸は該当するが、建築基準法令に基づく設置義務のない防火戸は対象外である。

【消防用設備等】問1 次に掲げる消防の用に供する機械器具等のうち、自主表示対象機械器具等ではないものを1つ選べ。

- (1) 動力消防ポンプ
- (2) 金属製避難はしご
- (3) 消防用ホース
- (4) エアゾール式簡易消火具

【消防用設備等】問2 次の文章の空欄(1)～(4)を埋める内容として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物には無窓階はなく、指定可燃物の貯蔵又は取扱いもないものとする。

平成27年4月1日以降に、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる平屋建ての防火対象物を新築する場合、(1)を除きスプリンクラー設備の設置が必要になるが、(2)に掲げる防火対象物で、(3)以外のものにあっては、(4)のものに限りスプリンクラー設備の設置が必要になる。

- (1) 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの
- (2) 同表(6)項口(2)、(4)及び(5)
- (3) 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの
- (4) 延べ面積が300㎡以上

【防火査察】問1 消防法(以下「法」という。)第4条に基づく立入検査等に関する記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条に規定する立入検査は、法44条に規定する罰則に

よってその実効性が担保されているので、相手方が拒否等した場合、当該罰則を担保に相手方の抵抗を排除して立入検査を強行することができる。

- (2) 法第4条に規定する立入検査を実施する要件は、「火災予防のために必要があるとき」であるが、実施に際しては、相手方に多大な負担になることから、個別的、具体的な火災危険性の存在が要求されるものである。
- (3) 法4条に規定する立入検査を実施する際の制約は、平成14年の法改正により、立入検査を行う場合の時間的制限及び相手方に対する事前通告義務が撤廃されたので、現在は改正以前に比べ大幅に軽減されている。
- (4) 法第4条に規定する資料提出命令は、無許可で増築した図面を新たに関係者が作成し提出するものであり、一方、報告徴収は、何らかの理由により既に作成されている資料等を関係者が報告するものである。

【防火査察】問2 消防法(以下「法」という。)第3条に基づく屋外における火災予防の措置命令等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第3条第2項の措置の要件中に規定されている「確知することができない」とは、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合をいう。
- (2) 一般的に略式の代執行と呼ばれている法第3条第2項に基づく措置については、法第3条第1項の措置権者と同じではなく、消防長又は消防署長に限られている。
- (3) 法第3条第1項第1号に基づきたき火の行為者にたき火の禁止等を命令しても従わない場合は、法第3条第2項に基づき消防職員がたき火を消火することができる。
- (4) 法第3条第4項は、法第3条第1項の命令が発生したにもかかわらずこれらが履行されない場合等における行政代執行の要件を緩和する行政代執行法の特則を定めたものである。

【危険物】問1 試験物品が第4類第2石油類に該当するか否かを確認するために実施する必要があるものとして誤っているものは、次のうちどれか。

- (1) 燃焼点の測定
- (2) 発火点の測定
- (3) 動粘度の測定
- (4) 可燃性液体量の測定

問2 答 (5)

解説 身体を揺さぶると開眼するのはJCS20、刺激で顔をしかめるのはJCS200である。

問3 答 (5)

解説 救急年報報告における時間項目の取扱いについて(平成21年3月2日付け消防救第11号)のとおりである。これまで各所要時間は覚知時刻を起点として算出していたが、ウツタイン統計データとの整合性を図るため、平成21年度以降は入電時刻を起点とする事になったものである。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物は(18項から20項に掲げるものを除き、全て管理義務がある。消防法第8条の2の4、消防法施行令第4条の2の3参照。
 (2) 当該防火対象物の管理について権原を有する者が管理義務を負っている。消防法第8条の2の4参照。
 (3) 消防法第8条の2の4参照。
 (4) 建築基準法令に基づく設置義務のない防火戸にも管理義務がある。消防法第8条の2の4参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 (1) 動力消防ポンプは、昭和61年8月以降、検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に位置付けられた。消防法施行令第41条第1号参照。
 (2) 金属製避難はしごは、検定対象機械器具等である。消防法施行令第37条第11号参照。
 (3) 消防用ホースは、平成26年4月1日以降、検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に位置付けられた。消防法施行令第41条第2号参照。
 (4) エアゾール式簡易消火具は、平成26年4月1日以降、新たに自主表示対象機械器具等に加えられた。消防法施行令第41条第5号参照。

問2 答 (4)

解説 消防法施行令別表第1(6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物で、介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が275㎡以上のものにスプリンクラー設備の設置義務がある。消防法施行令第12条第1項第1号参照。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説 (1) 罰則によって実効性が担保されているが、相手方が拒否等した場合は、相手方の抵抗を排除してまで強硬することはできないので、不適當。
 (2) 「火災予防のために必要があるとき」とは、一般的、抽象的な火災危険性の存在で足りるとするものであるので、不適當。法第4条及び違反処理マニュアルにより適當。
 (3) 法第4条及び違反処理マニュアルにより適當。
 (4) 資料提出命令は、何らかの理由により既に作成されている資料を提出するものであり、報告徴収は、関係者が報告するために新たに文書等を作成し、これを報告するものであるので、不適當。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法及び違反処理マニュアルにより適當。
 (2) 消防法及び違反処理マニュアルにより適當。
 (3) 消防法第3条第2項は、同法第3条第1項第3号及び第4号命令について物件の所有者等で権原を有するものが不明の場合における措置を規定したものであるため、不適當。
 (4) 消防法及び違反処理マニュアルにより適當。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 第2石油類については、品名から除外されるものに該当するか否かを確認するため、可燃性液体量及び燃焼点の測定が必要となる。また、適用する引火点測定器を決定するために動粘度の測定が必要となる。

〔参照条文〕

消防法別表第1備考第14号

危険物の規制に関する政令第1条の6

危険物の規制に関する規則第1条の3第5項

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(危険物の試験及び性状に係る部分)並びに危険物の試験及び性状に関する省令の公布について(平成元年2月23日付け消防危第11号)

問2 答 (1)

解説 自動車等への給油時及び移動貯蔵タンクから専用タンクへの注入時における衝突等による危険物の事故防止を図るため、固定給油設備等から一定範囲内での駐車、点検・整備、洗浄が禁止されている

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第27条第6項第1号

危険物の規制に関する規則第40条の3の4